

H V 国産乗用自動車（SUV）（新車）の調達に関する一般競争入札公告

H V 国産乗用自動車（SUV）（新車）の調達について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 6 月 11 日

岐阜県古川土木事務所長 池上 進一

本調達は、資料提出及び入札を電子手続（ICカードが必要です。）で行う案件です。なお、本サービスを利用できない者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができます。

1 一般競争入札に付する事項

（1）調達物品の名称及び数量

H V 国産乗用自動車（SUV）（新車） 1 台

（2）調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による

（3）納入期限

令和 7 年 2 月 28 日（金）

（4）納入場所

飛騨市古川町上野 617 番地 1 古川土木事務所車庫

2 入札参加者の資格に関する事項

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2） 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （3） 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- （4） 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （5） 岐阜県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。

3 入札手続等に関する事項

（1） 担当部局

住所 〒 509-4263 飛騨市古川町上野 617 番地 1

部署 岐阜県古川土木事務所 総務課管理調整係

電話 0577-73-2911 内線 2215

FAX 0577-73-3346

電子メール c26011@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年6月11日（火）から令和6年6月17日（月）までの県の機関の休日を除く毎日午前6時から午後11時まで（最終日のみ午後4時までとする。）

イ 交付場所

岐阜県電子調達システム（入札情報公開システム）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに競争入札参加資格確認申請書及び納入予定車種確認書を3の(1)へ提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

提出期限 令和6年6月17日（月）午後4時（必着）

イ 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年6月24日（月）までに通知する。

なお、入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札執行日時までに3の(1)まで提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和6年6月28日（金）午後1時15分

電子手続で行う場合は、令和6年6月27日（木）午後5時までに3の(1)に必着のこと。

イ 場 所 岐阜県古川土木事務所 1階 1-2会議室

(5) 開札の日時及び場所

3の(4)に同じ。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、岐阜県電子調達システムにて行うものとする。ただし3の(1)の承諾を得た場合に限り、紙による入札を認める。紙による入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書の日付は、入札日を記載すること。

なお、自賠責保険料、新規検査手数料、新規登録手数料、リサイクル料、重量税に係る法定費用は、別途落札業者と契約するため、入札金額には含めないこと。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

(ア) 規則第111条の予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲

内で最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

- (イ) 最低の金額をもって入札した者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (ウ) 落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度の入札は、原則として一回とする。ただし、入札者の中に電子手続による入札を行った者がある場合は、この限りでない。再度の入札を行った結果、落札者がないときは、原則として再度公告し、入札を行う。
- (エ) 最低制限価格：無

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第130条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(5) 落札者又は落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことがある。

また、落札者及び落札者である共同企業体の構成員が「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を同期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないことし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除する。

(6) 詳細は、入札説明書による。